平成26年度第3回政策会議

日 時 平成26年10月14日(火) 13:30~14:30

会 場 市長会議室

参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 山本教育長 秋田企業局長

谷口企画部長 川越総務部長 山田財務部長

2. 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例 (案)について

◎対 応 谷口企画部長 本吉企画部次長 進藤企画管理課長 佐藤企画管理課主査

◆ 議題の趣旨 ◆

地方公共団体が条例で個別に指定した特定非営利活動法人への寄附金が個人住民税の寄附金控除の対象となる「条例個別指定NPO法人制度」の導入に向けて、本市における、その対象となる法人の指定の手続等に関する条例を制定するため、その内容を協議しました。

◆ 協議の結果 ◆

条例(案)の内容は、了承されました。

◆ おもな発言 ◆

□進藤企画管理課長

平成23年6月に地方税法等の改正があり、地方公共団体が条例で個別に指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金控除の対象となる条例個別指定NPO法人制度が新設された。この制度はNPO法人の活動の充実と、住民がNPO法人に寄附しやすい環境を整えようとするものである。

条例個別指定NPO法人制度の概要だが、自治体の条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、寄附した住民の個人住民税に寄附金控除が適用される制度である。

個人寄附者は、指定NPO法人に寄附をすると、寄附金のうち2千円を超える部分の6%が市民税から控除され、北海道の指定も受けているとさらに4%が道民税から控除されるもので、合計で10%の控除が受けられるものとなっている。

指定NPO法人になると、認定NPO法人になるための要件のうち、パブリックサポートテスト基準(PST基準)がクリアされる。

認定NPO法人については、特定非営利活動促進法に定めるPST基準や運営要件を満たして所轄庁の認定を受けた団体であり、当該団体への寄附金控除については、所得税も対象になり、住民税と合わせて、最大で、控除対象額の50%の税額控除を受けることができるなど、税制上の優遇措置がある。

■工藤市長

認定NPO法人の他に、指定NPO法人を定めて、市民税だけでも寄附金控除を受けられるようにするということか。

■谷口企画部長

その他に個人がNPO法人に寄附をしやすくなる環境を整えることが目的である。

■工藤市長

条例で指定するのもいいが、まず認定NPO法人になるよう努力すべきではないか。

□佐藤企画管理課主査

認定NPO法人が全国的にあまり増えていないという状況があり、今後、認定NPO 法人を増やしていきたいという流れの中で、その基準の中に、市町村の条例で個別に指 定すれば、認定NPO法人になるための基準で一番厳しいといわれているPST基準を クリアしたことになるという制度ができた。この制度には、ここで指定を受けたNPO 法人が認定NPO法人にステップアップしていくという観点もある。

谷口企画部長

認定NPO法人になると寄附が集まりやすくなるが、その他のNPO法人は財政的に厳しいところが多い。そういう所に市民が寄附しやすい環境を整えるため、条例を制定するということである。

■工藤市長

例えば1万円を指定NPO法人に寄附したとすると、控除額はいくらになるか。

□進藤企画管理課長

1万円寄附した場合、2千円を除いて、8千円の6%分が市民税から控除される。

■本吉企画部次長

NPO法人側にしてみれば、市や道に指定を受けているということが、格付けの部分や信頼の部分など、団体にとってのメリットが大きい。

■谷口企画部長

今後パブコメを実施した後、平成27年2月には議案を提出したいと考えている。